

【様式第6 記載例（輸入）】

様式第6（第6条関係）

事業届出事項変更届出書（輸入）

輸入事業の変更届は、  
（輸入）と記載

近畿経済産業局長 殿

輸入事業に係る事務所、  
倉庫等の所在地を管轄する  
経済産業局長宛  
（複数の経済産業局の管  
轄区域にまたがる場合  
は、経済産業大臣宛）

令和 ○年 2月 1日

届出日（変更日以降、遅滞なく届出）

※届出が遅延した場合は、ご連絡ください。

連絡先：近畿経済産業局 製品安全室 06-6966-6098

〒540-8535

住所 大阪府大阪市中央区大手前△-△

（ふりがな） きんきけいさんかぶしがいしゃ

会社名 近畿経産株式会社

代表者名 代表取締役 関西太郎

押印不要

電気用品安全法第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容 【光源及び光源応用機械器具】

(1) 本社住所の変更

（旧）住所：大阪府大阪市中央区大手前○-○

（新）住所：大阪府大阪市中央区大手前△-△

(2) 輸入する電気用品「エル・イー・ディー・電灯器具」について、型式の区分の追加別紙のとおり

(3) 海外製造事業者並びに海外製造工場の追加

名称：ABC Electronics Co., Ltd. Corp.

住所：No. Y, B ST., Guangzhou, Guangdongsheng, China

工場名：ABC Electronics Co., Ltd. Guangzhou factory

所在地：No. Z, C ST., Guangzhou, Guangdongsheng, China

変更する「電気用品の区分」を記載  
〔電気用品の区分ごとに届出が必要〕

中国語（簡体字）で  
はなく、英語で表記

2 変更の年月日 実際の変更日（本社住所変更の場合は、登記上の変更日を記載）

(1) 令和 ○年 1月20日

(2)、(3) 令和 ○年 1月25日

3 変更の理由

(1) 本社を移転したため。

(2)、(3) 新たな海外製造事業者から新たな型式の区分の「エル・イー・ディー・電灯器具」の輸入を開始したため。

担当者の所属・氏名、電話番号等を記載

連絡先：海外事業部 関西一郎

電話：06-6966-6098

事後届出

事業開始日前の  
届出は、受理で  
きません。

■『表2 電気用品の区分』から該当する区分を選択し、届出する型式の区分表を作成ください。

《注意》

- ・整理番号①と②の列は、届出済み型式区分の例（重複届出の防止のための参考用）
- ・整理番号③の列は、今般の変更届出で追加する型式区分の例（記載例は赤字ですが、届出は黒字で可）

電気用品の区分 (16) 光源及び光源応用機械器具  
 電気用品名 エル・イー・ディー・電灯器具

届出製品の型式要素区分（「●」の記載場所）  
 が異なる場合は、別型式として記載

型式の区分		整理番号等				
要素	区分	①	②	③	④	⑤
定格電圧	(1) 125V以下のもの	●	●	●		
	(2) 125Vを超えるもの		●			
光源の種類	(1) 蛍光灯用のもの					
	(2) 水銀灯用のもの					
	(3) 白熱灯用のもの					
	(4) エル・イー・ディー灯用のもの	●	●	●		
	(5) その他のもの					
光源の最大定格消費電力（広告灯の場合を除く。）	(1) 60W以下のもの	●	●	●		
	(2) 60Wを超え100W以下のもの					
	(3) 100Wを超え300W以下のもの					
	(4) 300Wを超えるもの					
光源の最大定格消費電力（広告灯の場合に限る。）	(1) 100W以下のもの					
	(2) 100Wを超え300W以下のもの					
	(3) 300Wを超えるもの					
附属電動機	(1) あるもの					
	(2) ないもの	●	●	●		
電源スイッチ（機器本体に取り付けられ、操作することによって機器の主機能の動作が可能となるスイッチのことをいい、自動スイッチ及び自動温度調節器を除く。）	(1) あるもの	●				
	(2) ないもの		●	●		
変圧器	(1) あるもの	●	●	●		
	(2) ないもの					
使用場所	(1) 屋外のもの	●				
	(2) 屋内のもの		●	●		
電源電線と器体との接続の方式	(1) 直付けのもの	●	●			
	(2) 接続器利用のもの			●		
二重絶縁	(1) 施してあるもの	●	●			
	(2) 施していないもの			●		

複数の区分に該当する場合は、該当する複数箇所に「●」を記載

該当する型式要素区分に「●」を記載  
 ※「特定電気用品」の場合は、入手した適合証明書の区分どおりに記載  
 ※「特定以外の電気用品」の場合は、製造事業者（設計者）に確認し、正確に記載  
 ※定格電圧等は、製品銘板の表示と一致していることを確認

該当する型式要素区分がない場合は、空欄

「施してあるもの」の場合は、製品銘板に□（二重絶縁構造の記号）の表示を確認

**追加**  
 今般の変更届出で追加する型式は、欄外に「追加」と記載（削除する場合は「削除」と記載）